

町長室から 工藤 秀一

今年になって1月18日の仁瀬本神社神楽奉納会を手始めに、1月25日の九州山地神楽祭り、2月1日の高畑年祢神社神楽の3回、神楽舞を堪能する機会がありました。

神楽は、降臨された神様が里人と舞い遊び、別れを惜しんで帰られる神の舞であるといわれます。それぞれの地域において、数百年もの前から笛、鈴、太鼓の小気味良いリズムと音色と共に舞いが伝えられているそうです。保存会会長さんの名調子の説明もあり、舞う人、観客の方々の呼吸が合うかのような、気持ちの良い雰囲気でありました。これが伝統の力であると感じた次第です。

演目によっては、小学生の舞が見られました。また観客席の前方に小学生が陣取って熱心に見入る姿、よちよち歩きの幼子が見様見



仁瀬本神楽奉納会の様子

真似で踊る光景が、とても印象的でした。子どもたちを、ある程度自由にさせながら見守っていらっしやる、そのことも評価されるべきであります。その子らは、神楽舞はもちろんのこと地域の後継者になることは間違いないと思えます。

神楽は自然の恵みに感謝し、五穀豊穡を願う祭りでありましよう。私たちが、自然に生かされているという意識の基に、そして地域に住む人々が共助の精神で暮らしていかなければならない。そのことを強く意識した時間でありました。

自然の中で豊かな育の子どもたち その50

矢部郷自然観察会 代表 藤吉 勇治

「グルルルル...」暗い鎮守の森に響き渡る不思議な声。その正体はムササビ。ムササビは、リス科の動物で、一番の特徴は、空中を滑空することだ。

11月23日の夕暮れ時、山都町の男成神社で「森の忍者！ムササビ観察会」を実施した。矢部郷自然観察会では、毎年ムササビ観察会を行っている。

ムササビは、鎮守の森など、大きな樹木の多い森や林に生息している。近年、開発が進み、ムササビの生息できる場所が少なくなり、山都町でも、神社などの林に限られてきた。夜行性の動物で、日没後しばらく顔を出し、周囲を警戒しながら巣穴から出てきて活動を始める。そして、木から木へ滑空しながら餌のある場所へ移動する。ムササビは、主にカエデやケヤキ、スギなどの葉や芽、サクラやツバキなどの花や苔、



カキなどの実を食べる。この日の観察会には、子どもたちが家族と一緒に参

加してくれた。日が沈み、暗くなり始めた境内で、ムササビの生息について説明をしていると、「あっ、ムササビが鳴きましたよ。」とスタッフが教えてくれた。ムササビが活動を始めたようだ。

声が聞こえた辺りに参加者が集まり、懐中電灯で木の梢を照らして捜している。別の場所からもムササビの声が聞こえてきた。みんなが分散してムササビを捜し始めたときだった。「見つけたよ。見つけたよ。」とスタッフが声を上げていた。最初はムササビを見つけたのは、動物が大好きな小学生のこうた君だった。みんながこうた君の所に集まったとき、「飛んだ！すごい。飛んだよ。」興奮した子どもたちの声が境内に響いた。

（次号に続く）



YOU&YOU通信

Vol. 81

1月交流会「藍染体験&カフェパーティー」紹介

新年明けて初めての交流会は、1月19日(日)に熊本市・御船方面へ、男女合わせて11名の参加のもと出掛けました。

最初に「くまもと森都心プラザ」の一室にて、フリートークを楽しみました。フリートーク終了後は、お待ちかねの「藍染体験」です。

御船町の会場に到着後、藍色に染められた衣類やグッズなどを目にした女性陣は、期待で心躍っている様子でした。自分次第で様々な模様を作れるため、ペアとなった二人は、割りばしや輪ゴムなどを使い、試行錯誤しながらの模様決めとなりました。完成品は、それぞれ素敵な模様がうつしだされ、女性へのお土産としてお持ち帰りいただきました。

最後に、江津湖を一望できるカフェにて、貸切パーティーをして終了しました。

最近では、少人数スタイルでの交流会が定着してきました。その中で、ゆったり



とした空間を楽しんでもらっています。次回も楽しみます。

平成26年3月交流会ご案内

3月の交流会は、午年にちなんで、「ウマくいく良縁コース」を散策します。

午年の女性(36歳、48歳)を限定して、募集を行います。女性にとってきつと満足いく内容となっております。

年女の女性の皆さん、ぜひこの機会に参加してみませんか?

気軽な気持ちで参加ください♪

○日時 3月16日(日)「ウマくいく良縁コース」で良き出会いを ※参加者の人数、天候によって内容を変更することがあります。ご了承ください。

●問い合わせ先

YOU&YOU事務局
(役場 総務課) 成瀬・吉田

【専用電話】
090-9565-9589

【専用アドレスPC】
marriage.support@town.kumamoto-yamato.jp

【専用アドレス携帯】
you_and_you@docomo.ne.jp

障がい福祉だより

今回は、重度心身障害者医療費助成について紹介します。

この制度は、重度の障がいをお持ちの方(身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1級、福祉手当受給相当者)に対して、医療費の助成をします。

対象となるのは、国民健康保険、その他の社会保険、後期高齢者医療保険の適用となる医療費です。

【助成金の額】
月々の医療費から次の自己負担額を差し引いた額を支払います。

入院のとき	1月の自己負担額	→	2,040円
通院のとき	1月の自己負担額	→	1,020円

助成金

$$= \text{一部負担金の額} - (\text{※高額療養費の額} + \text{※付加給付額} + \text{自己負担額})$$

※高額療養費や付加給付額等の支給を受けることができる場合は、高額療養費決定通知書等を申請書に添付してください。

【申請の方法】

- ① 助成申請書に住所・氏名(患者本人の氏名)を記入し押印する。
 - ② 受給者証の受給資格者番号を記入する。
 - ③ 助成申請書の「医療機関」欄に医療機関からの証明をもらう。
 - ④ 助成申請書の「調剤薬局」欄に調剤薬局からの証明をもらう。
 - ⑤ 領収書を添付し、役場健康福祉課窓口へ提出する。
- 金額を確認後、領収書はお返しします。

※郵送での申請も可能です。

※申請受付期間は、診療を受けた月の翌月から起算して1年以内です。例・2月診療分 ↓ 翌年の2月までに申請

【資格の更新】

毎年、7月に所得状況を確認し、資格喪失になる方には通知します。

【その他届出】

- 次に掲げる事項については、速やかに届出をしてください。
- ・受給資格者または保護者の氏名の変更・町内外における住所の変更
- ・受給資格者に係る医療保険の種類、内容その他の変更
- ・受給資格者の死亡